

平成15年第14回教育委員会記録

平成15年8月27日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年8月27日(水)午後2時02分～午後3時12分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 佐野 宗 昭 学務課長 井口 順 司
施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
中央図書館長 倉田 征 壽
社会教育 武 笠 茂 中央図書館 杉 田 治
ｽﾎﾟｰﾂ課長 次 長
科学館長 安井 幸 生

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 野澤 雅 己

傍聴者数 3 名

会議に付した事件

(議案)

議案第49号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第50号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第51号 杉並区立科学館条例及び杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

議案第52号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 「区民の科学学習を考える懇談会報告書」について
- (2) 学校における児童・生徒の結核健康診断の実施結果について
- (3) 南伊豆健康学園入園児童数について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(議案審議)

議案第49号 杉並区立社会教育センター及び社会教育
会館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3

議案第50号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第51号 杉並区立科学館条例及び杉並区立社会教育
センター及び社会教育会館条例の一部を改正
する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第52号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部
を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(報告事項聴取)

(1) 「区民の科学学習を考える懇談会報告書」について・・・・・・・・ 6

(2) 学校における児童・生徒の結核健康診断の実施結果について・・・・ 14

(3) 南伊豆健康学園入園児童数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・・・ 16

委員長 ただいまから第 14 回教育委員会定例会を開催いたします。

議事録の署名は安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が 4 件、報告が 4 件となっています。このうち、議案第 52 号については第 3 回区議会定例会の提出予定議案になっていまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条によって、区長からの意見聴取議案となっています。したがって、同法律第 13 条によって審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 異議がないようですので、議案第 52 号については非公開といたしまして審議させていただきます。

なお、本日予定されています議事の中で、科学館に関連する案件がございます。科学館長のご出席をお願いしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。日程第 1、議案第 49 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」。日程第 2、議案第 50 号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」。日程第 3、議案第 51 号「杉並区立科学館条例及び杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」。以上 3 議案は関連する議案ですので、一括して上程して審議させていただきます。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私から議案第 49 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部改正をする規則」、議案第 50 号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第 51 号「杉並区立科学館条例及び杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」についてご説明いたします。

まず、今回の改正理由ですが、議案第 49 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部改正をする規則」、議案第 50 号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」については前回でもお話ししましたが、公共予約システム「さざんかネット」が平成 15 年 9 月 1 日から稼働することに伴い、「さざんかネット」に係る規定を整備するために行うものでございます。

それから、第 51 号「杉並区立科学館条例及び杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」については、本年 3 月に公布された条例の施行期日を定めるために行うものでございます。

同条例の改正の内容ですが、使用料に関する規定を「使用料は使用の承認を受けた際に支払わなければならない」との定めから「使用料は使用するときまでに納付しなければならない。ただ

し、これにより難しい場合は規則で定めるところによる」と改めたものでございます。当該改正も「さざんかネット」の実施に向け行ったものでございます。

次に改正の概要についてご説明いたします。お手元に配付してある「新旧対照表」を見ながらお聞きいただければと存じます。

まず、議案第 49 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部改正をする規則」ですが、第 4 条を抽選申込みの規定といたしまして、抽選による申込みを「さざんかネット」により行えるよう、抽選申込みの対象者及び抽選申込み期間などの規定整備を行っていません。

次に第 4 条の 2、第 5 条ですが、使用申請承認について、「さざんかネット」による利用手続を加え、「さざんかネット」により利用申請をし、承認を受けることができる旨の規定整備を行っていません。

次に第 8 条の 2 ですが、使用料の納付期限の特例といたしまして、インターネットなどによる施設の使用申請における利用当日の使用料の支払いの際に使用料等の不足等が生じた場合、納付期限の変更ができるようにするための規定の整備を行ったものでございます。

次に第 10 条ですが、使用の取消しといたしまして、使用日の 2 日前以降に使用申請を取消した場合、及び使用申請を取消せずに使用しなかった場合に施設の利用を制限することができる、という旨の規定を加えたものでございます。

次に第 11 条ですが、使用料の還付といたしまして、使用日の 3 日前までに申請の取消しを行えば全額還付することができる規定を改正したものでございます。

その他、8 条「使用料」、9 条「使用料の減免」等について、今回の仕組みの変更に伴いまして規定の整備を行ってございます。

次に別表ですが、「さざんかネット」の仕組みに合わせまして、抽選申込みと第 4 条の 2 の申請手続に分けて規定を整備してございます。申請期間、申請対象者の表ということでございます。

次に科学館条例施行規則の一部を改正する規則ですが、こちらについては先ほど申し上げました「社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」から、前回もご説明申し上げたとおり、科学館は抽選申込みができませんので、それを除いた規定の整備を行ったということに、内容的には同じ規定整備を行ってございます。

次に 3 番目、科学館条例と社会教育センター等条例の施行期日を定める規則ですが、平成 15 年 9 月 1 日から施行するというように定めてございます。

3 つの規則の施行日ですが、科学館条例施行規則条例施行規則の一部を改正する規則及び社会教育センター及び社会教育会館の一部を改正する規則については 9 月 1 日、施行期日を定める規

則については公布の日からということで規定を上程してございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議お願いしたいと存じます。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

教育長 質問が1点と、あと、意見を申し上げることにしたいです。

実は区長との対話集会にずっと同席をさせていただく中で、今年の対話集会で際立ってこの問題についての質問が、あるいは意見が出されていきました。それは、パソコンを縦横無尽に使える人ばかりではなくて、とりわけ当初申込みが終わった後の空き室の利用について競争になってしまっていて、電話で申し込むことからすればインターネットを使える人のほうが早くなってしまう、この不公平をどうするのだと。こういう趣旨の質問がそれこそ全会場で出てきていましたが、その辺の教育委員会事務局としての考え方、教育機関施設だけというわけにはいかないもので、ちょっと区長部局との調整をしていると思うのですけれども、その辺の考え方を1点だけ伺いたいのですが、いかがでしょうか。

庶務課長 今回は、区民あるいは利用者の利便性を図るという形で、インターネットというものを導入するということです。いまご指摘のありましたとおり、一旦先に抽選による申し込みを受けを行った後、「空き枠抽選申込み制度」というのを、パソコンによる申込み、あるいは文書による申込みといった形で受け付けるということになりました。そういった意味ではどうしても、社会教育センター等施設が埋まって、その後空き枠を先着順で押さえるのに、一般申込みという形とどうか分かりませんが、パソコンとそれ以外の方法では、厳しいというところがございます。

いずれにしても高度情報社会の進展の中で、施設面でも、自宅にパソコン等のない方については、施設で申し込めるような機器も用意していますので、全体としては、こういった申込み制度によって、区民が施設を非常に利用しやすくなったと理解しています。確かに自宅にパソコンのない方については、お手数でございますが、施設に置いてある機器を使って、できるだけそういう仕組みにもご参加していただければ、というふうに考えているところでございます。

教育長 では、意見等を併せて申し上げます。議案には賛成いたします。理由もはっきりしてしまっていて、このご時勢でコンピューターベースの仕事をし、また、生活環境そのものもそうになっていく中で、こういう動きについては私は本当に望ましい、多くを目指しているというように考えています。また、お勤めの方も在宅の方も等しく競争すると。限られた施設を様々な利用に役立ていくという上で言えば、やはり持たない方の対応も、在宅者と同じようにしていかなければいけないということは、機会均等を確保する意味からも大変大切なことだと考えています。

ただ、やはりこれは動き始めてからしかわからないということも、これからいろいろ出てくる

のではないかという感じがしています。とりわけ電話で空き状況を確認して、その上でどこか申し込むということをせざるを得ない方と、インターネットで空き情報を一時に全部パッと知り、それで申し込めるといふ方とではやはりスピードも違います。しかも、そういうコンピューターを使えないという方は、年配の方に傾向的に多かろうという感じもしています。できるだけ限られた施設を、様々な学習普及に応えていくというのが教育委員会の基本的立場ですから、そういう意味からもこれから出てくるであろう様々な困難については、是非弾力的に取り組んでいただきたいということを要望して賛成します。

委員長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

では、議案第49号、議案第50号、議案第51号の3議案につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第49号、議案第50号、議案第51号の3議案につきましては、原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

では、日程第4、報告事項の聴取に入らせていただきます。初めに「区民の科学学習を考える懇談会報告書」について、庶務課長から。

庶務課長 それでは、「区民の科学学習を考える懇談会報告書」についてご報告いたします。当該報告は、科学館において区民の科学的教養の向上を図るために実施する科学学習の実施内容及びその方法を、区民の参画を得て協議するために設置している、記載の「区民の科学学習を考える懇談会」から報告されたものでございます。事前に資料は送付していますので、提言にわたるものについて要点を報告させていただきます。

2ページの下の部分にある「2 有効活用のために」という所ですが、科学館のPRとして「学習施設としての科学館の存在、あるいは区民向けの事業の内容などが知られていないという声も多く聞かれる。これからは、機会あるごとに科学館のPRをしていくことが必要である。」ということで、四角にくくってあるアからカの部分についての提言をいただいています。具体的な内容は記載のとおりですので、ご覧いただければと存じます。

4ページの中段「(2) 科学館の役割—今、この施設で何をしたらよいか、何ができるか—」でありますが、「新たな事業の検討にあたっては、今まで実施してきた事業を継続しながら現在の施設・設備を有効に活用し、これまでに蓄積された経験と実績を活かし、生涯学習施設としての科学館に何が必要で、何ができるのかを模索し、可能なものから実施していくことが望ましい。」といたしまして、「ア 区民科学教室の充実」から「ク 館外のイベントへの参加」を提言しています。主なもので申し上げますと、5ページの中段「エ 科学に関する相談室の開設」として、「小・

中学生のために、夏休みの宿題の質問・疑問なりに対応できる相談室を開設する。」といった提言。それから、「カ 他団体などとの協働事業の展開」ということで、「区内には、子ども達の授業支援を実践している団体、PTA、地域で活動している団体やいろいろな資格をもつ個人がいる。そのような団体や個人と協働して事業を展開していくことも可能である。また、団体などが企画するイベントに会場を提供することも考えられる。」といった提言をいただいています。

6ページの、「3 これからの科学館」としてということ提言をいただいています。同じく四角の枠になりますが、「(1) 情報の収集や資料の提供(ホームページの開設)」、「(2) 利用時間の再検討」、「(3) ボランティアの活用」、「(4) 運営協議会の設置」、「(5) 施設の整備」、「(6)特別展示コーナーの開設」といった内容の提言をいただいています。具体的な内容ですが、「(1) 情報の収集や資料の提供」という項では、後段になりますが「科学館独自のホームページを開設し、資料の収集やほかの機関との科学情報の交換を行い、それらを科学館の事業へ利用したり、区民の要望に応えられる情報の発信をすべき時期にきている。また、区民が抱える科学に関する意見・提案・質問などを投稿できるページをつくり、それらを集約できるように整備する必要がある。」といった提言になってございます。

それから、「(3) ボランティアの活用」ですが、社会参加意欲のある区民が数多くいると。そうした区民をボランティアとして登録しておき、イベントの企画や開催などに協力してもらうことが考えられると。

「(5) 施設の整備」ですが、中段後半になります。「エレベーターやスロープを設置し、段差を少なくするなど、障害者や高齢者にやさしい施設となるよう施設の整備が望まれる。」

「(6)特別展示コーナーの開設」、名誉区民、名誉館長でもありますが、小柴博士の研究に触れることが科学への関心を引き起こす貴重な機会でもあるということ、小柴博士の生い立ちや業績などを紹介する特別展示コーナーを設置し、博士を身近に感じてもらう機会をつくることが望まれる。」という提言をいただいています。

「おわりに」ということで、これまで提案してきたように、まず手がけるべきこととしては、科学館を広く区民に知ってもらい、現在のスタッフ、施設・設備を活かしながら現行の事業を充実させることである。

最後になりますが、この報告書は1年間にわたる「区民の科学学習を考える懇談会」の話し合いの結果をまとめたものであるということ、この提言の実践が、区民のための開かれた科学館のさらなる発展につながり、区民の科学的学習意欲の向上に寄与することを祈念するという報告でまとめていただいています。

以上でございますが、当該報告は平成14年度に設置した資料としての要綱を作っていますが、

常設の懇談会の報告ということですので、この提言を活かしまして、今後運営に当たっていきたくと思っています。併せまして、先ほど申したとおり常設の懇談会ですので、引き続き同懇談会で目的に沿った協議を進めていただくという予定で考えています。以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大蔵委員 私は日頃から科学館には非常に興味を持っているのですが、今日は館長もおいでになっていますので。

中身がおもしろくなければ、利用時間の再検討をして日曜、祝日に開館してもあまり客寄せにはならない。だから、中身がいちばん大事ですけれども。しかし、みんなが、子どもたちが休める日に閉まっているというのはやはり利用度が落ちると思いますね。ですから、やはりそれは開くべきだと思います。ところがお金が、当然人件費がかかります。それで、7ページの「(3) ボランティアの活用」というのがあります。

宇宙飛行士として活躍された毛利衛さんがおやりになっている、日本科学未来館というのがあります。私はあそこへ行ったことがあります。あそこは、高校生とか大学生ですけど、ボランティアで学生説明委員というのがいるのです。この人たちがお客さんの説明とかいろいろなことをやって、結構よく知っているのです。だから、そういう関心のある人がいる。中学生ぐらいでできるかどうかはわかりませんが、そういうふうにちゃんと肩書きを与えて、ボランティアであるけれども、ここの仕事をするのだよということをやれば、開いている時間に一生懸命やると思います。そして、人に教えたり説明したりすることは、とても自分の勉強にもなることですから、是非これを活用して、そして日曜、祝日も開いてほしい。図書館も、この前のお話からしますと、お正月などは別ですけども、年中無休なのでしょう。1週間1回休みではなくて、大体いつもやろうというような態勢ですから。ましてや科学館はそういう態勢に是非持っていただきたいと私は思います。

庶務課長 利用時間の再検討といいますが、日曜、休日開館については前にも報告いたしましたとおり「科学館のあり方検討会」の中でも提言をいただいて、教育委員会の方針ということになっていますので、そういったことは進めてまいりたいと思います。現実には、確かいま年3回ほど「科学創意工夫展」は、そういった日にやるようなことになってございます。

それから、ボランティアの活用ですが、現在特段取り組みの実績はございませんけれど、学校への活用の実態も踏まえて、こういった提言をいただいていますので、どういうことが可能かということについては検討し、実施ができるようなことがあれば手を着けてまいりたい。予算との関係もあります。そういった考え方でございます。

委員長 毛利さんのは日本科学未来館ですか。

大蔵委員 日本科学未来館です。あそこは子ども達がやっていて、なかなかいいです。

委員長 他にございますか。

安本委員 この提言を受けて、いまおっしゃったようなボランティアとか、あと、内容はともかくとしてホームページのこととか、そういうのを具体的にいつするとか、ご予定などは立てていらっしゃいますか。

庶務課長 先ほども申し上げましたとおり、これは常設の懇談会ということの提言をいただいています。これを受けて取り組めるものは取り組みを開始していますし、いま言ったホームページについては前回も申し上げたように、教育委員会が独自にホームページを作るということで動いています。そういった中でどういう工夫ができるかと、それぞれの項目について所管のほうでは検討して進めています。例えば平成14年度の「科学に関する相談室」というようなことについては、もう現時点で夏休み期間中に実施しております。それぞれの項目について、所管を中心として、できるものは手を着けていくということで進めていくということです。

宮坂委員 いまの懇談会の提言。常時こういうのを開いて、前向きに考えてみることは非常に大切であると思います。基本的に懇談会の委員のメンバーは紙上に名前が出ていますが、これはよく見ると人数というのは特に書いていないのですが、人数というのがあるのかどうか。それともう一つは、教育長が委嘱するとなっていますが、これは手を挙げさせて、希望者の中から選ぶのか、あるいは何か推薦みたいに基準みたいなものがあるのでしょうか。

庶務課長 委員のメンバーですが、学識経験者区民という方の中で、私どものほうでいろいろ検討いたしまして、こちらからお願いをしていくという形で決定をしてきております。

宮坂委員 手を挙げさせるということですか。

庶務課長 今後そういうことも可能かと思いますが、現在のところはこちらのほうでいろいろ調べて、そういった中で人選を進めてお願いしたということです。

宮坂委員 人数は。

庶務課長 6名ということでございます。ただ、要綱では人数はございませんので。

委員長 他にございませんでしょうか。

教育長 1点だけ。この懇談会は「区民の科学学習を考える懇談会」だからそうかもしれませんがけれども、ちょっといろいろ丸田委員長に話をしたことがあるのですが、区で済美教育研究所を持っていて、郷土博物館を持っていて、科学館も持っている。こんな区が他にどうか知らないけれども、このネットワークをどうするかという。検討課題外のこともかもしれませんが、意味は学校教育セクションと社会教育セクションとの知恵の出し合いというか、類似する学習活動

を済美研究所でやってみたり、科学館でやってみたり、郷土館でやってみたりするのも、その辺をどのように組み立てていくかということの有機的な連携というか、その辺を懇談会で提言いただいている。

いちばん最後の今後のことで、科学館が区民の学習活動を満たす施設であるという意識があれば、自ら活用が広がって、そこに人材や情報が集まり、そうやってさらなる事業の展開が期待できるということであってみれば、この館などは単体として孤立しないで、歴史分野と自然科学分野と、研究上での子どもや区民の生活等が同じ方向を向いて連携していけば、学校教育と社会教育分野との接続というか、そういう活動が展望できているのではなかろうかと思ったことがあります。是非事務局としてもお考えがあれば、分野をまたがっていろいろと検討してもらえればと、この懇談会の試みをみながら思いました。以上です。

大藏委員 それに関連してもう1つ。私も前に安井館長に申し上げたことがあります。済美研究所での科学研究に関する展示会がありまして、そのときに安井さんの所から出ていましたね。やはり地域性がありますから、済美研究所の近くの人たちは科学館まで相当な距離がありますので、科学館で何をやっているかを、そこまで出て行って見ることはなかなか面倒くさいです。だから、それを済美研究所でやれば「ああ、こんなことを科学館はやっているのだ、それでは今度行ってみようか。」ということもあると思いますので、是非この3館の交流をやっていただきたいと思えますね。

庶務課長 内部的には今年の秋にまた、館長会議というような形で情報交換をしています。いまご指摘のことを踏まえ、せっきくの施設ですので、統合的な動きを併せて連携ということの中で、できるだけ力が発揮できるようなことは考えてまいりたいと思っています。

委員長 いまいろいろお話しになったようなこと、大事だと思うのです。それで、区にふさわしいというか、区らしい施設というか、他のものでも何でもそうなのですけれども、原点に戻って、どういうものがいちばんふさわしいのかとか、あり方だとか、独特なものがあると思うのですね。国は国の方針があるのだけれども、いちばん住民の近くにあって、それが有機的につながっていくという。最初に大藏委員からもご意見があったようなボランティアの問題も、身近にひっかかってくるのです。「あそこはおもしろいではないかと、ではちょっと手伝ってみようかと。」何とというか、うちうちからエネルギーが出てきて、手伝おうとか。そういうのが区の施設というか、前にもお話ししたように、パブリックという言葉が公共的というのではなくて、やはりみんなのためのというか、公のためのという、そちらへ動くような力があると思うのですね。民力というのから出てくる、それがパブリックというのですね。そういうパブリックミュージアムがどうあるべきかと、科学館なども、そういうものだと思うのです。あそこをおもしろくしよう

かというふうな力のほうが区の予算よりも大きい、実際問題としては大きくなるのが当然だと思うのです。そうするためにはどうしたらいいのか。そうすると、その中の1つとしていまの連携みたいな話も出てくると思うのです。

アメリカあたりの小さな都市の科学館的なものを見に行きますと、本当にボランティアの人たちが土・日に中心になって働いていて、市民の人たちというのは、それをよくするためにそれぞれ献金というか、施設を作るためにというわけでそこに募金などをやったり。彼らはボランティアでやっているわけですが、施設のほうのためにそういうお金のほう、ドウネーションをやっていくとか、というようなことも見られるわけです。何か杉並ならではというのができるのではないかと。そういう恵まれた施設の、本当に有機的に働かせるのは、これからの仕事ではないかと、常々私も思うのです。

よく国立公園などですとビジターセンターというのがあって、ビジターセンターというのを通ってから大自然というものに触れると。そうすると、すごくよくわかるという。そこで活躍している人たちはインタープリターという、自然に対する通訳をやるわけです。だから、ボランティアというのは、科学に対する通訳というインタープリターというのが必要になってくるし、いくらでも杉並ならではの人たちはいらっしゃると思うのです。そういう人材バンクを作って、これからうまくつなげていくというのがおもしろいのではないかと。よく大学の先生あたりでも、専門として「科学コミュニケーション」というものを使うことがこれから必要なのだと。それが科学技術立国との焦点だとか言いますけれども、もっと原点であるのではないかとと思うわけです。

それからあと、一応いろいろな方にお話ししているのですが、科学館の側に妙正寺公園があるので、あの辺りを一体的に使うような仕組みなんかを考えてみたらいいのではないかと。科学館自体の性格の問題にもひっかかってくる面もあります。例えば、環境教育というのはどの程度科学館の中でこれからやろうとしているのか、それと併せて公園をフィールドとして使うということです。公園緑地課などに言うと、彼らも興味を示しているわけですね。だから、やはりその辺の垣根を取って、それで一体的にやるというのも区らしい仕事ではないかと思いません。

大体世の中はバーチャルがはやっているわけなのですけれども、施設はバーチャルかもしれないけれども、公園のほうに行けばそれこそリアルなもので、対比させて両方ともすごく興味あるものだと思うのです。そうすると、望ましい科学教育というものができるのではないかと思いません。

大蔵委員 庶務課長から、費用のことがあると言われましたけれど、日本はボランティアでも交通費を払ったりしているのですよね。アメリカなんかは、まったく払わないのです。一銭も払いま

せん。しかし、そこで働いている、その資格を持って、私はボランティアです、そこで説明できるのですよということは非常な誇りなのです。だから、私は日本もだんだんそういうふうになっていって、払えるのなら払ったほうがいいですけども、別に交通費を払わなくてもちゃんとやる人はたくさんいると思います。その代わりに待遇というか、肩書きとか、そういうものをちゃんと認めてやらなければいけませんね。そういう人がやると僕がやっているのだから見に来てくれとか、いろいろな人に話をしたり、親もそこへ行こうかと言って、だんだん輪が広がっていくと思うのです。だから、正規の職員だけでやっているとどうしても手が足りませんので、広げていったほうがいいと思います。

庶務課長 ボランティアの件については、おっしゃるとおりです。日本などでも、例えば学生が国体でボランティア参加という、それが一定の評価を受けるというような仕組みも動いてきますから、だんだん広がってくるのではないかと思います。

それから、委員長のお話ですが、ご案内のとおり平成13年度より検討しまして、科学館については学校教育支援組織といいますか、そういったところから地域に根ざした組織に位置づけをしました。済研についてはいま検討してまして、パソコンの地域開放とか家庭支援計画、そういったもので地域とリンクすると。そんなことも進めてございます。最終的にはそれがいま委員長がおっしゃったとおり、杉並というコンセプトの中で何かつながっていければと思っています。

妙正寺公園、環境教育については科学館長が来ていますので、館長のほうからお答えいたします。

科学館長 公園との関係では、垣根はほとんどないと言っていいぐらいで、お互いにやりとりをやっています。具体的には、毎年落ち葉が落ちたときに私どもの堆肥にいただくので、45 Lのごみ袋で30ぐらいはいただいてしまうのですが、運ぶのをどうしますというのがいちばんネックで、向こうのトラックで運んでいただいたりしています。それから、すぐ隣の妙正寺公園では蔦性のものが多くなると、これは公園のほうでは切りますね。それを全部いただくのです。それを利用して、例えばクリスマスのときに使うリースとか、正月に使う木の実を飾ったりというふうな、そういうものを区民科学教室の材料にしたりということを行っています。逆に、公園課のほうでは、私どもの枠をスチールの垣根ではなくて、植木にしていったらどうだと言うので、いま全部植木になっているのです。それから、珍しい植物を是非という寄付などがありますと、それを全部植木の側にまた別途に植えたりします。公園とは、これからもより以上に連携をとりたいと思っていますけれども、現在そんな状況です。

宮坂委員 質問というよりも感想のようなものですけども、私などがボランティアという意味は、無報酬で仕事をするのが何となく漠然とボランティアと言っているのです。これは昔から奉仕

という言葉がありまして、これは勤労奉仕のイメージで暗いから、まったく同じ意味かどうかちょっとわかりませんが、ボランティアという言葉を使っています。

先ほど大蔵委員から、中学生のボランティアについてのお話がありましたが、同時に年輩者でも、定年で辞めた人や学校の先生のOBなど、専門的な知識のある者をどんどん活用しているように考えているとは思いますが、その件をどんどんアピールするという。科学館を利用するのは先ほどのお話では、杉並在住あるいは杉並で仕事をしているというのが原則なのですか。このボランティアを希望する人はやはり杉並区、原則はそうなのでしょうけれども、交通費の問題もあります。区外でも専門的な者が、そういう仕事をしたいというときは認めているのかどうか、その点はいまのところどうなっているのでしょうか。

それとやはり、なかなか報酬を与えるということではできませんが、名誉を与えるというか、一つの資格ですか、そういうことは非常に大事だと私は思います。いま杉並区以外のボランティアはいるのですか。

庶務課長 具体的にまだ科学館でボランティアの仕組みを作ってごいません。ただ、委員がおっしゃるとおり、ボランティアにはいろいろなニーズがありますから、区内に限定するという必要はないだろうと思います。

後段の名誉とか資格というようなところは、今後の検討課題かとは思いますが、それが区だけではなくてかなり広い範囲で、権威づけということがいいかどうかわかりませんが、認知されるという仕組みを作っていくのがなかなか難しいかということです。

現在、学校関係ではボランティア学生とか、サポーター制を作っています。そういった仕組みになっています。その辺を参考にしながらどういったことができるかというようなことは考えていきたいと思います。

大蔵委員 ISOなんかもやっているのですから、できなくないですね。

教育長 大学生のインターンシップなどの受入れというのは今後考えられるのですか。

科学館長 私どもの館内の構想としては、もうすでにいろいろと作ってはみえています。いちばんのネックになっているのは、ボランティアをどう育てるかという、こちらの趣きのように活動していただかないかということです。

それから、報酬面については私ども専門ではごいませんのが、交通費ぐらいはというのがいまのレベルのようです。

検討はいろいろしています。ただ、自ら手を挙げて「やってみたい」とおっしゃる方はまだ出ていないようです。

大蔵委員 やはり声をかけなければ、募集して大学などに通知しなければなかなか来ないでしょう。

いま大学はインターンシップがきちんとした所でやったものは単位に認めていますから、できると思います。

教育長 これがキャリアアップになるという自覚があれば、それは自動的に学校も学生も手を出しますよね。

大蔵委員 将来学芸員になろうとか、結びつきから言っても必ず興味を持ってやるでしょう。

庶務課長 インターンシップにしても、幅広くいろいろな形で検討して、せっかく杉並区の理科教育あるいは科学というところでいろいろな仕組みを作っていますので、検討をしていきたいと存じます。

宮坂委員 できれば大学なども積極的に取り組んで、ここである程度一つの枠はあるにしても、やったものは単位として認めるのだというところまで進んでくれば、学生などでもかなりボランティアの希望者が出てくると思うのです。これを無制限にすれば、学校のほうもなかなか簡単に対応しないでしょうけれども、そういう運動と言うか、PRの意味でそういうことをするというのは、必要かもしれないです。

庶務課長 特定の形というのではなくて、お聞きいただきたいのですが、杉並区は早稲田大学と連携ということもありますので、そういった科学館の考え方を伝えて、どういったことが可能かというようなことを探りながら、制度をちょっと考えてみたいと存じます。

委員長 大体よろしゅうございますか。では、今後とも夢を持って科学館を育てていきたいということにさせていただきます。

大蔵委員 今回のように関係があるときは、社会教育でも何でも関係のある館長などのそういう方に来ていただいて、直接やるのがいちばんいいと思います。是非お願いいたします。

庶務課長 そのようなことで、委員長にお願いさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

委員長 では、次に移らせていただきます。2番目に「学校における児童・生徒の結核健康診断の実施結果について」、学校運営課長からよろしくお願いいたします。

学校運営課長 私のほうから「平成15年度区立学校における児童・生徒の結核健診実施結果について」ご報告をいたします。お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、実施概要です。結核予防法また学校保健法等の関係の法令改正に伴いまして、今年度より区立学校の全児童・生徒を対象としまして、「結核に関する問診調査」、「内科健診時の診察」を中心とした結核健診を実施いたしました。この概要につきましては、すでに今年度の4月9日の教育委員会でご報告をしたところですが、このたび新しい方式の結核健診の結果が大体出ましたので、ご報告をする次第です。

実施の状況です。まず問診調査を行っています。問診内容ですが、結核の罹患歴、海外居住歴、また現在の健康状態、BCG接種歴など6項目につきまして問診調査を実施しています。実施した対象ですが、区立学校の児童・生徒全員、5月1日現在で24,110人という人数です。うち問診票を回収したのが23,832人ということで、98.8%の子どもが問診票に回答をしたということになっています。

この問診票を基にいたしまして、4月から6月の間に行われた定期健診の中で結核健診を同時に行っています。実施の期間が平成15年の4月10日から6月12日ということで、各学校において実施をしています。受診者が23,760人で受診率が98.5%という格好になっています。

このような受診を基にいたしまして、結核対策委員会のほうで審議をいたしました。結核対策委員会につきましては保健所長と結核の専門家の先生2名、それと学校医の代表1名、医師会1名、あと学校関係者で校長2名と養護教諭2名という形で構成する、結核対策委員会のほうで健診結果を検討いたしました。結核対策委員会につきましては合計7回、ご覧の日付で行ってまいりまして、対策委員会で審議検討した子どもが685名という内容です。

検討した内容ですけれども、精密検査が必要であろうとされた子どもが248名いました。ツベルクリン反応検査が199名、胸部X線直接撮影が49名で、健診対象者の約1%の子どもが精密検査の対象者となったということです。したがって、精密検査を不要とされた子どもは437名ということになっています。

精密検査の実施状況ですが、区内5カ所の保健センターのほうで今年度は実施をいたしました。受診者数と受診結果ですが、ツベルクリン反応検査の受診が58名で、受診率が非常に悪くて、29.1%という状況でした。陰性が26名、陽性が32名で、結果につきましては全員異常がなかったということです。

胸部X線直接撮影の受診につきましては、54名で受診率が77.1%でこれにつきましても全員異常がなかったということですが、受診結果につきましては問診表の中で「BCGを接種したことがあるか」という項目があるのですけれども、その時点でうまく分からなくて、その後医者あるいはお母さんが子どもの腕に接触痕があるかどうかを確認していただいて、かなり確認ができましたので、結果的に受診率が低かったということがあります。

今後の予定ですけれども、精密検査、未受診者がそのような格好でいますので、精密検査の未受診者に対しましては、区内のツベルクリン反応等を行える医療機関を紹介いたしまして、そちらのほうでの受診を勧奨するというように考えています。また、今年度の結核対策委員会につきましては、平成15年の12月12日に予定してまいりまして、今年度の区立学校における結核健診の最終報告等、あと次年度に向けての方針を検討確認をしていく予定です。私のほうからは以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

宮坂委員 これにはツベルクリン反応について、子どものことが出ていますけれども、先生は義務づけられているのでしょうか。それで、ツベルクリン反応の結果、陰性だった者はBCGというのは義務づけられているのですか。いないのですか。

学校運営課長 教員につきましてはツベルクリン反応は特に行っていません。定期健康診断の中でX線撮影がありますので、そちらのほうで直接診ていくということです。今回の結核健診は新しくなりましたけれども、結核対策委員会の中で精密検査受診の対象となった子どもがツベルクリン反応を受けて陰性になった場合には、BCGも受けていただくという格好で考えています。

委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。では、次に進ませていただきます。「南伊豆健康学園入園児童数」について学務課長お願いします。

学務課長 「南伊豆健康学園における9月時点における入園児童数」についてご報告をさせていただきますので、資料をご覧ください。南伊豆健康学園における入園児童数につきましては、先の5月14日の教育委員会で5月現在で37名と報告をいたしました。その後、6月に1名、9月に10名の入園予定がありまして、計11名の増で、9月時点における入園児童の総数は48名となります。ご案内のとおり学園の定員は90名ですが、半分の45名を超えるというのは平成8年以来という状況です。

病類別の内訳といたしましては、資料にもありますけれども、肥満が16名、喘息が17名、虚弱が6名、偏食が9名となっています。また、学年別、男女別につきましては記載のとおりです。

年度途中の入園児童数が今年度の場合、5月の2名を含めると13人で、例年になく多くなっているところです。背景といたしましては、この間に現在あるいは過去に健康学園に入園された児童の保護者の方々が、先般も当教育委員会でも後援をいたしましたけれども、健康学園の成果などを講演会等を通じて広めたところが背景にあるのではなからうかと受けとめています。私からの報告は以上です。

委員長 ご質問、ご意見ありましたらお願いします。特にありませんでしょうか。では、経過を承ったということにいたします。ありがとうございました。

では、最後に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」ということで、社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について報告をさせていただきます。お手元の資料、まず表紙にあります承認件数等です。7月分の合計64件、定例新規の内訳ですと定例が51件、新規が13件。共催後援の内訳ですと共催が29件、後援が35件ということになっています。新規の内訳ですが、本庁で受けた社会教育スポーツ課の

分が8件、社会教育センターで受けました分が3件、庶務課、指導室がそれぞれ1件ということになっています。

それでは、新規につきましてご説明をいたします。上から1から3までが新規の共催の部分です。1は「土曜日学校」、向陽中であります。2がラジオ体操連盟が行いました共催事業で平成15年の「夏期巡回のラジオ体操・みんなの体操」、NHKで放送されました杉並区大会です。それから、3につきましては杉並区の学校開放連合協議会が20周年記念行事として行うものです。新規後援が4から8までです。内容につきましては記載のとおりですので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

社会教育センターの新規共催分です。2件あります。これはPTAが行います家庭学級、杉並第六小学校と堀之内小学校のものです。それから、新規後援につきましては1件、「杉並のアーティストのパフォーマンスを鑑賞する会」ということです。

5ページ目は庶務課の新規後援で東京作文教育協議会が行います「第28回東京作文教育研究集会」です。6ページは指導室の新規後援で東京都図画工作研究会が行います「第43回東京都図画工作研究会城西大会」につきましての後援です。私のほうからは以上です。

委員長 ご質問等がありましたらお願いします。よろしゅうございますか。では、いつものとおり今回は64件を承認、追認したということにいたします。ありがとうございました。

では、報告事項はこれで終わります。次に冒頭お諮りしましたように、議案の第52号の審議は非公開としてただいまから行いますので、傍聴の方よろしく願いをいたします。

(傍聴者退室)

委員長 では、日程第5、議案第52号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。改正の趣旨ですが、現在杉並区の職員の年齢構成ですが、37歳から56歳までの年齢の職員が山となっています。特に、団塊の世代を含む50歳から55歳までの年齢の職員はそれぞれ130名を超えているという現状があるということから、50歳から55歳の年齢の職員が定年化する平成19年度から20年度までの退職金額を平準化するため、平成15年度勤奨退職制度特例措置を設けるということがあります。それが一つの改正の背景です。

それからもう一点、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、関連する規定の整備を図る必要があるためということで条例案を提出するものです。

改正の概要ですが、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。まず、1ページから6ページまで、第15条ということで規定がしてあります。これにつきましては雇用保険法の一部改正で

引用している条項が移動したこと、それから「再就職手当」、「常用就職支度金」が新設の「就業促進手当」に改変されたことに伴って、失業者の退職手当を規定する条文の15条を改正し、規定の整備を行ったものです。

それからもう一点、6ページの最後になりますが、附則ということで記載しています。こちらにつきましては先ほども申しました勸奨退職制度の特例措置に係る割増率及び割増対象者の特例規定を設けるということでして、勸奨退職者の退職手当について、定年60歳まで年齢の1年の差について2%の割増をするとなっているものを、3%にするという改正を行うものです。したがって、具体的に申し上げますと、60歳の定年となっているものが50歳で退職をいたしますと、従来20%の割増だったものが30%の割増になるという規定の改正を行ったものです。実施の時期ですが、平成15年11月1日から施行する。ただし、雇用保険法の改正に伴う規定の整備については公布の日から施行という内容です。以上ご説明申し上げました。ご審議のほうはよろしくお願いたします。

委員長 では、ただいまのご説明に対しまして、ご質問等をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。ないようですので議案第52号は原案どおり可決させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第52号につきましては、原案のとおり可決いたします。

ありがとうございました。本日予定されておりました案件はすべて終了いたしました。

本日の委員会を終了いたします。